

静岡県の機械職 Q&A

Q：静岡県の機械職は、どのような職種ですか

A：静岡県の行政職員として広く業務を行います。その中には技術職として機械に関わる業務だけでなく、法令審査、文書事務、県民対応のような業務もあります。機械職の主な業務として、大きく分けると3つの分野があります。

- ① 公共建築物の建築設備の建設・工事監理及び維持管理
- ② 技術専門校における職業訓練指導
- ③ 下水道施設の建設・工事監理及び維持管理

これらの職場で、機械に直接または間接的に携わりながら静岡県の発展と県民生活を支える仕事に励んでいます。

なお、機械職の職員は、交通基盤部、経済産業部、経営管理部など様々な所属で活躍しています。

Q：機械職の具体的な業務内容について教えてください

A：上記の3分野の代表的な業務について紹介します。

- ① 学校や警察庁舎など県民に密着した公共建築物を整備するにあたって、空調や給排水衛生などの建築設備（機械設備）に関して、設計から工事までのマネジメントを行います。

設備を利用する方の立場に立って、要望を設備に反映させるための折衝・調整や図面どおりにできているかを監理監督する業務を行います。

設備の用途や基準を考慮し過不足のないものを選定するとともに、使いやすさ、省エネなども含めて、県民の方に喜ばれる公共建築物を目指しています。

- ② 公共職業訓練施設の指導員として、就職を目指す方の技能向上のサポートをし、県内の人材育成と産業の活性化を目指しています。

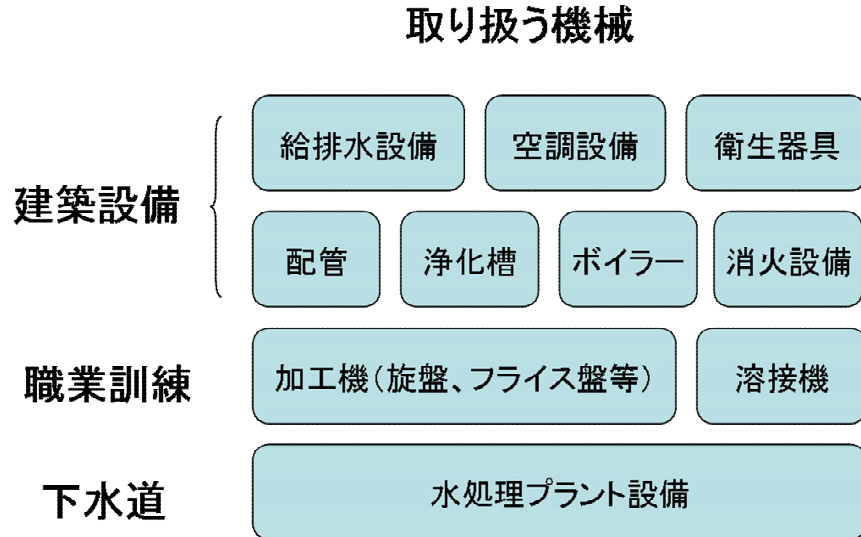
旋盤やフライス盤といった加工機械の実習や給排水設備・空調設備の配管施工の実習など職業人としての知識を養うための講義などを行います。

- ③ 下水道処理施設において、専門のメンテナンス業者を指導監督し、機械設備の点検、修繕などを行い、施設を安定的に操業します。

地域の生活に無くてはならないインフラ設備をきちんと稼働させるとともに、臭い対策など周辺環境への技術的対応も行います。

Q：どのような機械を扱いますか

A：担当業務によりますが、下図のような機械に関わる可能性があります。



Q：機械工学を専攻していますが、大学で学んだことを職場で活かすことができますか

A：行政機関ですので、ものづくりをしている機械メーカーなどの研究・設計・開発職のように専門性を強く活かさないこともあります。技術的な問題点への気づき、システムとして機能する設備の深い理解や新基準・新技術への対応など、機械工学の知識や技術習得の姿勢は必ず役に立ちます。

なお、採用試験に専門科目がありますので、大学で学んだことが必要になります。

Q：機械の職員はどのような出身学部・学科ですか

A：工学部の機械工学以外にも航空工学、化学工学、船舶工学、エネルギー工学など機械に関連する多くの学部・学科の出身者がいます。

Q：市役所や町役場の機械職（設備職）とはどのような点が違いますか

A：市町が扱っていない広域に影響のある事業や県立高校・警察施設や下水道施設の整備など県内全域を対象とする業務を行うため、比較的大きな規模の仕事に携わることができます。

Q：県外の出身者ですが、県外の出身者も採用していますか。また、採用試験で不利になりませんか

A：県外出身者も県内出身者も採用試験において差はありませんので、県外出身であることを理由に不利になることはありません。現職の職員にも県外出身者が在籍しています。

Q：静岡県の機械職は何人ぐらいいるのですか

A：令和5年4月1日現在で60人の機械職の職員がいます。

他の職種に比べると人数は少ないですが、業務内容的に距離が近く、繋がりが強いと感じています。

同じ機械職の職員が多く配属される部署では、高度な業務を担当する先輩のもとで仕事を覚えることができます。また、少人数が配属される部署では他の職種の職員から、その専門性を頼られることとなります。

Q：静岡県採用後の研修はどのようなものがありますか。

A：静岡県では、すべての職員を対象としたキャリア研修を実施しています。

人（職員）と組織の意向がマッチしたキャリア形成の実現を目指しています。新規採用職員には、身近な先輩職員が業務の基本的な知識などについて相談に乗ってくれるチューター制度があるので、安心して県職員としてスタートできます。

また、技術職として必要な知識や技術を研修する場として、実務に直結した研修を部又は課単位で実施しています。

これらの研修と普段の業務を通じたOJTによりキャリアを積んでいくことが出来ます。

Q：試験対策は何を勉強すればよいですか

A：教養試験については受験案内をご覧ください。

専門試験は、4年制大学の機械工学科のカリキュラムに含まれる4力学（力学、熱力学、流体力学、材料力学）や材料加工、制御などを復習することをお勧めします。

また、県政に限らず、幅広く静岡県について知っていただくことが大切です。試験では静岡県の時事問題に触れるような部分もありますので、情報収集は必須です。

Q：先輩の声を聞かせてください

A：静岡県ホームページに先輩職員の声が掲載されていますので、ご覧ください。

http://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/info/senior_ichiran.html

Q：職場見学・職員訪問（OBOG訪問）はできますか

A：毎年度インターンシップを実施していますので、希望される方は静岡県のホームページの案内をご覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-020/intern.html>

また、インターンシップとは別に希望があれば、別紙リーフレットに記載の問い合わせ先に連絡いただければ、可能な範囲で対応します。

Q：職業訓練指導員や教員の資格を持っていない／指導員試験受験のための実務経験がないのですが受験できますか

A：機械職の採用に関しては、職業訓練指導員の資格は必須ではありません。

職業訓練指導員免許を持つ先輩職員のもとで業務を行います。また、実務経験を積んで受験資格を得てから取得することも可能です。

Q：女性の機械職の方はいますか

A：現在はいませんが、近年電気職（機械職のように建築設備などに携わる職種です）に採用されて活躍している職員がいます。

機械職では、人に触れる給排水衛生設備の整備や人に接する職業訓練指導などの業務を行うため、これらに興味がある方、意欲的な方を男女問わず募集しています。

なお、一緒に働く行政職、土木職、建築職等には多くの女性職員が在籍しており、機械職と協力して業務を進めています。